

○香美市広告入り物品等の寄附に関する要綱

平成23年1月13日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市が使用する広告入り物品等の寄附に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において広告入り物品等（以下「物品等」という。）とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 香美市くらしのガイドブック

(2) その他市民に無料で配布する冊子等で市長が広告掲載を認めるもの

(掲載する広告の基準等)

第3条 香美市有料広告の掲載に関する要綱（平成19年香美市告示第147号）第3条各号のいずれかに該当する広告は、物品等に掲載しない。

(寄附希望者の公募)

第4条 物品等の寄附を希望する者（以下「寄附希望者」という。）は、公募するものとする。

2 前項の公募は、香美市公式ホームページへの掲載、その他市長が必要と認める方法により行う。

(寄附の申込み)

第5条 寄附希望者は、物品等寄附採納申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、物品等の原稿を添えて、市長が指定する期日までに申し込まなければならない。ただし、申込み時に当該原稿の添付が困難な場合は、この限りでない。

(寄附採納の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みを（以下「寄附の申込み」という。）受けたときは、香美市有料広告の掲載に関する要綱第11条及び第12条に規定する香美市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、答申により最も評価の高い寄附希望者を選定する。ただし、審査会の委員長が審査会に付する必要がないと認める事案又は急を要する事案については、回議により審査会の審査に代えることができる。

2 市長は、前項の評価で最高順位の寄附希望者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、寄附の申込みを受理することを決定したときは、物品等の寄附受理通知書（様式第2号）により、不受理と決定したときは、物品等の寄附不受理通知書（様式第3号）により寄附希望者に通知するものとする、

(物品等の作製)

第7条 寄附決定者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に物品等を作製しなければならない。

2 寄附決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

(広告内容等の変更)

第8条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示に違反していると認めるときは、寄附決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第9条 物品等の作製に要する費用は、すべて寄附決定者の負担とする。

(寄附の取下げ)

第10条 寄附決定者は、自己の都合により本市への物品等の寄附を取り下げることができるものとする。

2 寄附決定者は、前項の規定により寄附を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(使用期間)

第11条 物品等の使用期間は、市長が別に定める期間とする。

(問題発生時等の対応)

第12条 寄附決定者は、物品等の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(使用の中止)

第13条 市長は、寄附を受けた物品等について本市が使用する物として適当でないと認めるときは、当該物品等の使用を中止することができる。

(庶務)

第14条 物品等の寄付に関する庶務は、物品等を納入する課等において処理する。ただし、審査会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、物品等の寄附に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年1月13日から施行する。

附 則(平成23年5月18日告示第69号)

この告示は、平成23年5月18日から施行する。

附 則（平成２６年６月１６日告示第８８号）

この告示は、平成２６年６月１６日から施行する。

附 則（令和８年３月３１日告示第１００号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。